

1. QCサークル本部長賞規定

1971年（昭和46年）3月11日	制定	2008年（平成20年）3月12日	一部改定
1992年（平成4年）11月30日	一部改定	2008年（平成20年）6月3日	一部改定
1994年（平成6年）11月9日	一部改定	2010年（平成22年）1月14日	一部改定
1996年（平成8年）1月22日	一部改定	2011年（平成23年）1月14日	一部改定
1997年（平成9年）3月12日	一部改定	2012年（平成24年）1月13日	一部改定
1998年（平成10年）11月30日	一部改定	2012年（平成24年）3月6日	一部改定
2003年（平成15年）2月28日	一部改定	2014年（平成26年）1月10日	一部改定
2004年（平成16年）5月17日	一部改定	2016年（平成28年）3月1日	一部改定
2007年（平成19年）3月1日	一部改定施行		

1. QCサークル本部長賞とは

1971年から創設された賞である。『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与される。QCサークル活動（小集団改善活動）〔以下QCサークル活動と呼ぶ〕の普及とその活性化、レベルアップを目的としている。

応募者は事業所長の推薦をもって、QCサークル各支部に応募する。応募サークルは各支部で選考のうえ、QCサークル本部に推薦される。推薦サークルはQCサークル本部長審査委員会で書類審査と発表会〔全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）〕によって本部長賞金賞、同銀賞が授与される。

2. QCサークル本部長賞表彰規定

第1条 主旨

- (1) 本賞は、『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与されるものである。
- (2) 本賞は、
QCサークルの普及とその活性化
個々のQCサークル活動のレベルアップ
を目的とする。

第2条 名称

- (1) 本賞は、QCサークル本部長賞と呼ぶ。
- (2) 本賞には金賞と銀賞を設け、それぞれQCサークル本部長賞金賞、QCサークル本部長賞銀賞と呼ぶ。

第3条 表彰の対象

表彰の対象はQCサークルとする。

第4条 表彰

- (1) 毎年全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）において、QCサークル本部長（以下本部長と呼ぶ）が表彰する。

- (2) 表彰は、金賞、銀賞のいずれかとする。審査結果に基づき、70点以上を金賞とする。
金賞、銀賞とも表彰状ならびにメダルの授与をもって行う。
- (3) 表彰状およびメダルには、会社名、QCサークル名および表彰年度を記入する。
- (4) 表彰状は、当該QCサークル1件につき1枚とする。
- (5) メダルは、支部長推薦時のQCサークル構成メンバー（リーダーを含む）全員に授与する。

第5条 審査

- (1) 審査は、QCサークル本部長賞審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事、各支部長（または副支部長）を審査委員として構成する。審査委員の委嘱は、本部長が行う。
- (3) 審査は、第6条(2)項ならびに第10条(3)項に基づいて提出された書類と発表会によって行う。
この発表会は、全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）をこれにあてる。

第6条 応募

- (1) 本賞は公募とする。
- (2) 応募者は必要書類（書式1 QCサークル本部長賞推薦書、書式2 QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書）を添付し、1事業所1件を限度として、5月31日までにQCサークル各支部事務局へ応募する。
- (3) 当該支部・地区の事業所（本社、工場など）で活動する企業・組織のサークルに限り、サークルが活動する事業所の所在地以外の支部・地区への応募はできない。
- (4) 募集は毎年『QCサークル』誌、日科技連ニュース、日科技連ホームページにおいて公示する。他に小冊子（QCサークル本部長応募の手引き）を準備し、各支部必要先（要望により）配付する。

[注] 応募に必要な書類は、書式1、2の他に、各支部において必要な場合は、各支部で決めてもよい。それは、本部に送付する必要はない。

第7条 資格

応募者は、QCサークル本部に登録しているサークルとする。

[注] a) 登録サークルが細分化し、たとえばサブサークルを結成、これが表彰の対象となった場合、元のサークルが登録されていれば、たとえそのサブサークルが登録されていなくても表彰対象とすることができる。

b) サークルの名称は、本部登録が行われていれば何でもよく、たとえば自主管理活動、ZDグループ、TPMサークルなどでもかまわない。

第8条 支部推薦

- (1) QCサークル各支部において応募サークルの中から選考し、支部長が本部に推薦する。
- (2) 推薦にあたってつぎの書類を添付する。
QCサークル本部長賞推薦書（書式1）
QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書（書式2）

- (3) 推薦件数は、各支部地域内本部登録QCサークル数、年間大会発表件数ならびに大会参加者数等を勘案して、前年8月に開催されるQCサークル委員会において審議し、本部長が決める。
- (4) 推薦は、7月31日をもって締め切る。

第9条 受賞サークルの公示

受賞サークルは、全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）、QCサークル本部ニュース、『QCサークル』誌、日科技連ニュースおよび日科技連ホームページにおいて発表する。

第10条 全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）

- (1) 各支部から推薦されたQCサークルは、全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）において発表を行い、審査を受ける。
発表者は、推薦されたサークルのリーダーおよびメンバーに限る。
- (2) 1サークルについて発表時間は準備時間を含めて19分（準備1分、発表18分）とする。
- (3) 発表者は、A4判用紙10枚以内で白黒印刷に原稿をまとめ、8月31日までに本部へ提出する。
- (4) 発表内容、原稿内容についてはとくに制限を設けない。
ただし、運営の工夫を述べる中に2件程度の改善事例をおりこむ。
- (5) 発表機材は、原則、パソコン・液晶プロジェクター（各1台）にて行う。
画面の枚数は時間内に終了できるよう構成することとし、パソコンは、発表サークルが使い慣れている機材を持ち込むものとする。
使用マイクの本数は、2本以内とする。なお、マイクの使用は壇上の発表者のみとし、パソコン操作者の使用は認めない。
発表は、全体として華美にならないようにする。
- (6) 発表の順序は、QCサークル委員会において抽選により決定する。

付則

第11条 改廃手続き

この規定の改廃は、QCサークル委員会の協議により行う。

第12条 施行年月日

この規定は、1971年（昭和46年）4月1日から施行する。

2. QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)規定

2007年(平成19年)	5月15日	制定
2008年(平成20年)	3月12日	一部改定
2008年(平成20年)	6月3日	一部改定
2010年(平成22年)	1月14日	一部改定
2011年(平成23年)	1月14日	一部改定
2012年(平成24年)	1月13日	一部改定
2012年(平成24年)	3月6日	一部改定
2013年(平成25年)	3月1日	一部改定
2014年(平成26年)	1月10日	一部改定
2016年(平成28年)	3月1日	一部改定

第1条 本規定の目的

本規定は、1971年に創設され毎年開催されてきた全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)とは別に、事務・販売・サービスに関する業務に携わるQCサークルの体験事例を発表する場を新たに設定し、QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)を設けて授与するにあたり、その賞に関する運営、施行を明確にすることを目的とする。

第2条 賞の名称

- (1) 本規定によるQCサークル本部長賞は、QCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)とする。
- (2) 本賞には金賞と銀賞を設け、それぞれQCサークル本部長賞(事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門)金賞、同銀賞と呼ぶ。

第3条 賞の主旨と目的

(1) 主旨

本賞は、『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与されるものである。

(2) 目的

本賞は、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕に関する業務に携わるQCサークルの普及とその活性化、及び個々のQCサークル活動のレベルアップを目的とする。

第4条 表彰の対象

表彰の対象は、QCサークルとする。

[注] サークルの名称は、本部登録が行われていれば何でもよく、たとえば自主管理活動、ZDグループ、TPMサークルなどでもかまわない。

第5条 表彰

- (1) 毎年開催する事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会(小集団改善活動)において、QCサークル本部長(以下本部長と呼ぶ)が表彰する。
- (2) 表彰は、金賞、銀賞のいずれかとする。審査結果に基づき、70点以上を金賞とする。金賞、銀賞とも表彰状ならびにメダルの授与をもって行う。

- (3) 表彰状およびメダルには、会社名、QCサークル名および表彰年度を記入する。
- (4) 表彰状は、当該QCサークル1件につき1枚とする。
- (5) メダルは、支部長推薦時のQCサークル構成メンバー（リーダーを含む）全員に授与する。

第6条 審査

- (1) 審査は、QCサークル本部長賞審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事を審査委員として構成する。
審査委員の委嘱は、本部長が行う。
- (3) 審査は、応募サークルの中からQCサークル支部が推薦したものを対象とし、別途定める「全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）『本部長賞』選考のための審査基準」に基づき、第7条(2)項ならびに第11条(3)項に基づいて提出された書類と発表会によって行う。
この発表会は、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）をこれにあてる。

第7条 応募

- (1) 本賞は公募とする。
- (2) 応募者は必要書類（書式1 QCサークル本部長賞推薦書、書式2 QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書）を添付し、1事業所1件を限度として、QCサークル各支部事務局へ応募する。
- (3) 当該支部・地区の事業所（本社、工場など）で活動する企業・組織のサークルに限り、サークルが活動する事業所の所在地以外の支部・地区への応募はできない。
- (4) 募集は毎年『QCサークル』誌、日科技連ニュース、日科技連ホームページにおいて公示する。
他に小冊子（QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）応募の手引き）を準備し、各支部必要先（要望により）に配付する。
〔注〕応募に必要な書類は、書式1、2の他に、各支部において必要な場合は、各支部で決めてもよい。それは、本部に送付する必要はない。
- (5) 応募サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の体験事例を発表するものとし、製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分については、別紙-1の製造・技術・品証部門／事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分ガイドラインを目安とする。

第8条 資格

応募者は、QCサークル本部に登録しているサークルとする。

〔注〕登録サークルが細分化し、たとえばサブサークルを結成、これが表彰の対象となった場合、元のサークルが登録されていれば、たとえそのサブサークルが登録されていなくても表彰対象とすることができる。

第9条 支部推薦

- (1) QCサークル各支部において応募サークルの中から選考し、支部長が本部に推薦する。
選考方法は、発表会か書類選考にするか各支部にて決定する。

- (2) 推薦にあたっては、つぎの書類を添付する。
QCサークル本部長賞推薦書（書式1）
QCサークル活動（小集団改善活動）状況説明書（書式2）
- (3) 推薦件数は、各支部地域内の事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門からの本部登録QCサークル数ならびに年間大会発表件数等を勘案して、前年1月に開催されるQCサークル委員会において審議し、本部長が決める。
- (4) 推薦は、2月末日をもって締め切る。ただし、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の開催日程により、締め切り日は変動することもある。

第10条 受賞サークルの公示

受賞サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）、QCサークル本部ニュース、『QCサークル』誌、日科技連ニュースおよび日科技連ホームページにおいて発表する。

第11条 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）の運営

- (1) 各支部から推薦されたQCサークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）において発表を行い、審査を受ける。
発表者は、推薦されたサークルのリーダーおよびメンバーに限る。
- (2) 1サークルについて発表時間は準備時間を含めて19分（準備1分、発表18分）とする。
- (3) 発表者は、A4判用紙10枚以内で白黒印刷に原稿をまとめ、3月31日までにQCサークル本部へ提出する。
- (4) 発表内容、原稿内容についてはとくに制限を設けない。
ただし、運営の工夫を述べる中に1件以上の改善事例をおりこむ。
- (5) 発表機材は、原則、パソコン・液晶プロジェクター（各1台）にて行う。画面の枚数は時間内に終了できるよう構成することとし、使用するパソコンは、発表サークルが使い慣れている機材を持ち込むものとする。
使用マイクの本数は、2本以内とする。なお、マイクの使用は壇上の発表者のみとし、パソコン操作者の使用は認めない。
発表は、全体として華美にならないようにする。
- (6) 発表の順序は、抽選により決定する。

付則

第12条 改廃手続き

この規定の改廃は、QCサークル委員会の協議により行う。

第13条 施行年月日

この規定は、2007年（平成19年）5月15日から施行する。